

## 議案第 3 号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を削り、同項第2号中「児童福祉法第12条」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同項第2号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

第5条第1項第1号中「児童福祉施設等」を「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設等」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

児童福祉施設における児童の養護等の業務に従事した職員に福祉業務等手当を支給しないこととするため、この条例を制定するものである。